

# 北海道公共事業景観づくり指針

平成15年 6月  
北 海 道

## 1 目的

公共事業は、その規模や公共性から、地域の景観に及ぼす影響が大きく、また、住民の生活に直接利便性や快適性をもたらすことから住民の関心も高く、地域の景観づくりへの役割も大きい。

今後、公共事業の実施に当たっては、機能性、経済性及び安全性など様々な視点からの検討と同様に、より快適な環境づくりや持続可能な地域づくりを進める観点に立ち、北海道ならではの雄大な自然景観、農林水産業などの産業活動を背景に形づくられた景観、あるいは北国の気候風土、地域の歴史や文化を生かしたまちの景観を守り、創り、整えていくことに十分な配慮をすることが大切である。

この指針は、北海道美しい景観のくにづくり条例（平成13年北海道条例第57号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき策定するものであり、優れた自然、歴史及び文化等の地域の特性を生かし、かつ、時の経過とともに歴史的な価値を増す施設の整備を図るため、道が実施する公共施設の建設その他の公共事業（以下「公共事業」という。）における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めるものである。

## 2 適用の範囲

この指針は、道が実施する公共事業のうち、4の段階別指針中（2）計画・設計・実施段階の②事業別（施設別）指針に掲げる事業について適用するものとする。ただし、法令等の定めにより、この指針に基づく配慮を講ずることができない場合及び災害等の復旧に伴う応急措置的な事業については、この指針を適用しないことができる。

## 3 公共事業の景観づくりにおける基本的視点

### (1) 北海道の景観特性に配慮する

北海道の景観は、地理的条件や気候等の場所的要因、土地利用などの空間構成的要因をはじめ、地域の成り立ちなどの歴的要因、生活や産業などの人文的・社会的要因が複合的に関わりあって生み出されており、市町村の枠を越えた広域性と多様性が特徴となっている。

このため、公共事業の実施にあたっては、その地域特有の景観が生み出される要因を把握し、地域の景観特性を生かした景観づくりに努める。

### (2) 時の経過を考慮する

景観づくりは、時間をかけてたゆみなく育む視点が重要であり、特に公共施設は長期間にわたって利用していくことが求められるものであることから、時の経過とともに歴史を刻む素材の選定や意匠の工夫に努める。また、施設完成後は適切な維持管理を行い、良好な景観を守るよう努める。

### (3) 先導的役割を果たす

公共事業によって整備される施設の種類の多様であり、また、大規模なものが多く、地域の景観づくりに及ぼす影響が極めて大きいため、景観づくりの拠点や基軸として周辺景観の質の向上に先導的な役割を果たすことにより、地域や民間の景観づくりの誘導を図るよう努める。

## 北海道の景観が生み出される要因

### ア 場所的要因

北海道は、太平洋、日本海、オホーツク海という3つの海に囲まれた日本列島最北端の島であり、また、北米やヨーロッパに最も近く、北方圏諸国と共通する風土特性を有している。

中央部には北海道最高峰の旭岳をはじめとする大雪山系が位置し、北から南へかけて天塩山地や日高山脈などの山々が連なり、道内各地に石狩平野、十勝平野などの平野が広がるとともに、日本を代表する釧路湿原があるなど豊かな自然に恵まれている。また、千島火山帯が東側に延びて、雌阿寒岳、羅臼岳などの火山や、阿寒湖、摩周湖といったカルデラ湖が点在するとともに、半島部は、那須火山帯が南北に貫き、駒ヶ岳、羊蹄山などの火山や、大沼、洞爺湖などの湖沼が点在している。気候は春夏秋冬それぞれに特色があり、季節の移り変わりがはっきりしている。また、一年のほぼ半分は雪があることから、北海道で暮らす人々にとって雪は日常的風景であり、北海道の生活を大きく特徴づけるものとなっている。

### イ 空間構成的要因

北海道は、広大で平坦な地形の中に、まち、田園、自然が、それぞれ領域を保ちながら広がっている。まちとまちの間には距離があり、まちを田園が囲み、自然が更にそれを包むという地域構造を有している。

### ウ 歴史的要因

北海道は、明治以降の都市化により、僅か130年の間に570万人が暮らすようになった歴史の新しさに特徴がある。この間、欧米型の近代的な社会思想と開発計画の知識・技術が導入されたことに伴い、多くの地域で、幾何学的格子状の計画的に区画された都市空間や農村空間が形成され、北海道らしいまちや田園の景観を創り出している。

### エ 人文的・社会的要因

地域の自然的・地理的環境条件に応じた産業と生活の営みの積み重ねによって多様な地域景観が形づくられている。その中には、地域の産業の歴史や生業の発展過程を示す形跡なども残されている。大規模な産業風景を展開した産炭地、歴史的な建築物はもとより、各種の産業施設や土木施設などは、時代の推移とともに地域を特徴づける景観要素となりつつあり、この歴史と記憶を生かしたまちづくりの取り組みが試みられている。

## 4 段階別指針

### (1) 調査・構想段階

事業地の選定、事業の調査及び構想の検討を行う際には、次の事項に適合するよう努める。

#### ア 広々とした北の大地の連続性や広がりを生かす

- ・遠くまで見通しのきく雄大な北の大地や河川、海岸などの連続性の保持に努める。
- ・雄大な山並みなど、地域のランドマークの存在を高めるよう努める。
- ・河川や海岸の水辺の広がり大切に、水に親しめる空間の確保に努める。

#### イ 自然・田園・まちの景観をまもり、つくり、ととのえる

- ・原生的自然はもとより、北海道ならではの優れた自然景観の保全に努める。
- ・農業生産活動の積み重ねによって形成された美しい農村景観をより引き立たせるよう努める。
- ・まちの歴史・文化を生かした市街地の景観を育むよう努める。

#### ウ 自然・田園・まちをつなぐ景観軸を生かす

- ・自然・田園・まちをつなぐ沿道・流域・海岸などを景観軸とする広域的な景観づくりに努める。

#### エ 歴史、文化を継承し、生活に根ざした景観を目指す

- ・地域の骨格を形成する景観上重要な歴史的な建築物や土木・産業遺産の保全、活用に努める。
- ・まちの気候や風土にふさわしい、地域の生活に根ざした景観づくりに努める。

### (2) 計画・設計・実施段階

事業の計画・設計・実施にあたっては、「調査・構想段階」の指針を踏まえた上で、景観を考える際に基本となる要素ごとの「要素別指針」及び事業ごとに「事業別（施設別）指針」に適合するよう努める。

また、遠景、中景、近景等の異なる視点からの景観に配慮するとともに、事業の目的等を勘案しつつ事業地内において景観を損ねている要素の修景にも努める。

#### ① 要素別指針

##### ア 配置・規模

- ・歴史的建造物等や地域のランドマークとなる樹木等の景観資源の価値をできるだけ損なわず、環境との調和に配慮した事業地の選定に努める。
- ・事業地周辺の景観との調和に配慮した配置・規模となるよう、地形の改変を最小限にとどめるとともに、事業地内で良好な景観を形成している樹木や緑地等の保存、緑化等に努める。
- ・歴史的なまち並みを有する地域では、そのまち並みに配慮した施設の配置や規模となるよう努める。
- ・周辺の主要な眺望点からの眺めに配慮した配置・規模となるよう努める。

## イ 素材

- ・周辺の自然、田園景観やまち並みに配慮した材料の使用に努める。
- ・地場産材の積極的使用に努める。
- ・時の経過を見越して、素材の性質を予め考慮し、時の蓄積に配慮した施設の整備に努める。

## ウ 意匠・形態

- ・地域の自然地形等の中で違和感や圧迫感を感じさせないように、過度な装飾を避け全体的にまとまりのある形態を基本としつつ、地域の歴史・文化的な雰囲気在意匠・形態の中に取り入れていくような工夫にも努める。
- ・施設本体に附属する塀、外灯、標識・公共広告物等は、施設本体や周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

## エ 色彩

- ・四季を通じて周辺の自然、田園景観やまち並みと調和した色彩を基調とするよう努める。
- ・都市基盤となる公共施設は、地域の歴史や文化に配慮した色彩の採用に努める。

## ② 事業別（施設別）指針

### ア 道路

道路は、人々の往来や物の流通等交通のための最も基本的な施設であり、本道の道路沿線には山並み、まち並み、田園など多種多様な景観が展開されている。

- ・歩行時や走行時の景観の連続性や変化に配慮するとともに、地域の景観資源との調和に努める。

### イ 橋梁

橋梁は、その周囲の状況により、橋上が眺望点となると同時に、それ自体が川や谷などと一体となり特色のある景観を創造する優れた景観資源となる場合もある。

- ・橋梁本体の美しさの創出にも配慮しつつ、周辺景観との調和に努める。

### ウ 河川・水路

河川は、古くから治水、利水等において地域と深い関わりを持ちながら生活や文化に大きな影響を与えると同時に、流域の風土に応じた良好な景観を提供している。

一方、動植物の生息環境としても重要な役割を担っていることから、最近では自然復元型の川づくりなど川本来の姿を甦らせる川づくりも行われている。

- ・周辺の自然環境など地域の特性に配慮するとともに、景観軸として広がりをもった公共空地となるよう努める。
- ・生活に身近で親しみやすい水辺空間となるよう努める。

### エ ダム

ダムは、自然環境の中の人工構造物として設置され、周辺の森林に囲まれた雄大な湖面が創出されることから、周辺の自然環境との調和や、良好な水源地域にふさわしい景観とするための配慮が必要である。

- ・自然景観の改変をできるだけ抑え、周辺景観との調和に努める。
- ・地域の景観資源として、うるおいや憩いの場となるよう眺望に配慮した整備に努める。

## オ 砂防・治山

砂防・治山施設は、自然景観の中の人工構造物として設置されるため、本来有している豊かな自然や美しい景観といった貴重な資源を生かす配慮が必要である。

- ・災害防止機能を十分に果たす中で、周辺景観への影響を緩和するよう努める。

## カ 港湾・漁港

港は、海上交通や流通、漁業の拠点として、その地域の玄関の役割を担っている。

また、港は、まち並みや陸揚げ施設等それ自体が情緒ある景観を形づくっており、地域の住民はもとより、行き交う人々の心をなごませるものとなっている。

- ・海上からの眺めなど周囲の景観に配慮するとともに、海とふれあい、散策できる、魅力的な水辺空間となるよう努める。

## キ 空港

空港は、来訪者に地域の玄関口として第一印象を与えるとともに、地域の個性と魅力を伝える重要な施設であり、周辺景観に配慮した質の高い空間を創出する必要がある。

- ・地域の個性を活かし周辺景観と調和するよう努める。

## ク 海岸

海岸は、古くから海草、魚介類等を採取する場として、人間生活に深いかかわりをもち、自然とのふれあいや景観を楽しむための場ともなっている。また、海岸保全施設は、背後地の人命や資産を高潮や津波等から防護するという役割を担っている。

- ・自然海浜は、可能な限り保全に努めるとともに、海浜公園などの人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努める。
- ・海岸保全施設の整備に当たっては、親水性の確保に配慮するとともに、周辺景観との調和に努める。

## ケ 公園・緑地

公園・緑地は、自然とふれあい、憩い、人々が交流する場として貴重な空間であり、広く活用される施設である。

- ・緑のネットワークの拠点となるよう計画的な整備に努める。
- ・地域の個性を活かしつつ、その地域にとってのシンボルとなるような親しみのもてる空間づくりに努める。

## コ 公共建築物等

行政サービス施設をはじめとして、集会施設、学校施設、住宅施設その他の公共建築物等は、人々の生活を支える地域の重要な建築物であり、それ自身が地域の景観の中でシンボリックな役割を担っている。

- ・周辺景観との調和を図りつつ、地域の景観を先導する新たな空間を形成するよう努める。
- ・住民が利用する施設については、明るく開放的で地域に親しまれる意匠とするよう努める。

## サ 農地

農村は農業生産の場であると同時に生活の場であり、また、優れた農村景観や自然環境などは、訪れる人々に安らぎや憩いを提供し、教育、人間性回復の機能を発揮する場として近年高く評価されている。

- ・農地の整備に当たっては、整然とした農地区画や防風林が配置されている北海道らしい田園の景観形成を図るなど、環境と調和した美

しい農村づくりの推進に努める。

## シ 森林

針葉樹と広葉樹の入り交じった北海道の森林は、豊かな生態系を育み、山岳地帯から身近な地域に至る北海道らしい緑あふれる雄大な自然景観を形成している。

- ・景観に配慮しつつ、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、針広混交林の造成など多様な森林整備に努める。
- ・地域固有の景観を形成している森林を将来に継承するため、その整備・保全に努める。

### (3) 維持管理段階

- ・維持管理に際しては、より良好な景観の形成を図るよう努める。
- ・修繕、補修等に当たっては、設計意図を十分に考慮し、形態、意匠、色彩及び素材が全体として調和するよう、方法等の工夫に努める。
- ・施設の利用に当たっては、周囲の環境に配慮し、美観風致の維持向上に努める。

### (4) その他

- ・公共事業の施工の際においても周辺景観との調和に努める。
- ・公共事業の実施が複数年度にわたる場合は、当該事業の公共施設の景観づくりに関する基本方針が継承され、統一のとれた意匠とするよう努める。
- ・事業地内に複数の公共施設を設ける場合には、施設間の調和に努める。
- ・各事業ごとに独自の景観形成指針等が定められている場合は、指針等の運用との調整を図りながら、公共事業における景観づくりの推進に努める。

## 5 地域別指針

公共事業の実施にあたっては、4の段階別指針の内容を基本としつつ、各地域ごとの景観づくりの方針にも配慮する必要があるため、次の事項に適合するよう努める。

### (1) 広域景観づくり指針に配慮する

条例第16条第1項の規定に基づき指定する広域景観づくり推進地域内においては、当該地域における広域景観づくり指針（条例第17条第1項の規定に基づき策定）に適合するよう努める。

### (2) 市町村の景観条例等に配慮する

事業地において市町村の景観条例や景観形成基本計画等がある場合は、当該条例等の景観づくりの基準等に適合するよう努める。

## 6 公共事業における景観づくりの推進方策

- ・景観に配慮した公共事業の推進を図るため、研修会等を開催するなど関係職員の景観づくりに関する意識向上に努める。
- ・公共事業の実施に当たり、積極的な情報公開による説明責任の向上や道民意見の適切な反映に努めるとともに、必要に応じて国や市町村との連携に努める。
- ・指針の持続的な実効性の確保を図るため、庁内関係課による検討会議を開催し横断的な連携を図るなど推進体制の整備に努めるとともに、指針への適合性を評価する仕組みづくりなど推進方法の確立に努める。